

【現状及び課題】

現在、今夏完成予定の駅前太平線大屋根内に、吊り下げ式の広告物（バナー）の設置を考えているが、現在の鳥取市屋外広告物条例による屋外広告物の個別の許可基準では、駅前太平線大屋根は、鳥取市屋外広告物条例施行規則 別表第1の8、アーケードに添加する広告物となり、その設置の許可基準は、「大きさは、縦が0.5m以下、横がアーケードの梁間の2分の1以下であること。」である。

この基準は若桜街道などの歩道部分にある高さの低いアーケードを想定しており、従来のこれらのアーケードであれば、縦が0.5mでも十分な広告効果が期待できた。

しかし今回の駅前太平線大屋根では、中心部の高さが約11mあり、幅も道路面全体に及び従来のアーケードとは全くスケールの異なる構造物となり、現在のアーケードの許可基準では、その広告効果は全く期待できない状況である。

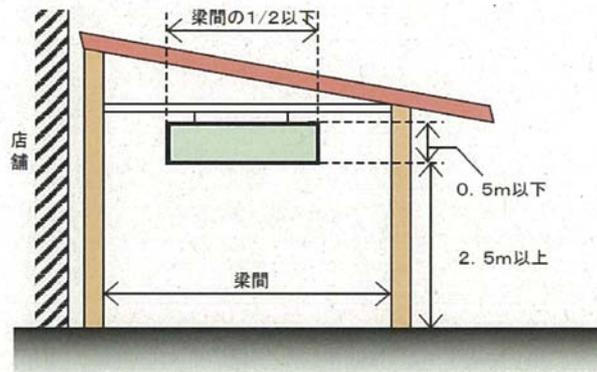
従ってアーケードの規模に合わせた規制の見直しが必要と考え、以下の基準で運用したい。

【改定案】

アーケードの許可基準をその規模により分ける。

- (1) アーケードの最高有効高さ 3.0m以下の場合、従来の基準とする。
- (2) アーケードの最高有効高さ 3.0mを超える場合は、新しい基準とする。
  - ① 広告物の大きさ : 一面 30 m<sup>2</sup>以下で、横の長さは梁間の2分の1以下
  - ② 地面から広告物の下端までの高さ : 歩道部 2.5m 以上、道路部 4.7m 以上

(従来の基準)



(新しい基準)

